

# 理学療法士及び作業療法士等研修等事業実施要領

## 1 趣旨

この要領は、茨城県内の自立訓練（機能訓練）サービス事業所等において従事する理学療法士及び作業療法士等（以下「PT・OT等」という。）の人材の育成・確保及び自立訓練（機能訓練）サービスの周知啓発を目的として、その事業の実施のために必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施主体

実施主体は、茨城県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる実施機関に委託できるものとする。

## 3 事業内容

- (1) 自立訓練（機能訓練）サービス事業所を始めとした福祉施設等において従事するPT・OT等を養成するため、PT・OT等を対象とした研修を実施する。
- (2) 県内の自立訓練（機能訓練）サービス事業所の利用を促進するため、障害者やその家族等に対して自立訓練（機能訓練）の効果や必要性等について周知啓発を行うためのリーフレット等を作成・配布する。

## 4 研修の概要

研修を実施するに当たっては、以下の点に配慮すること。

- (1) 医療機関においてある程度の経験を積んだPT・OT等を対象とした研修、福祉リハビリ領域への従事を希望するPT・OT等に対する研修、福祉施設で従事経験のあるPT・OT等に対する研修など、対象者の状況に応じた複数の研修を実施すること。
- (2) 研修の内容については、自立訓練（機能訓練）サービスに関するものに限らず、その他の福祉サービスや他の福祉分野等に関する内容も含めて差し支えない。
- (3) 必要に応じて、県内の自立訓練（機能訓練）サービス事業所における現場研修等も実施すること。
- (4) その他、本事業の実施に必要な業務

## 5 周知啓発の概要

周知啓発を実施するに当たっては、以下の点に配慮すること。

- (1) 自立訓練（機能訓練）サービスの効果や必要性等を障害者やその家族等に対して周知できる内容とすること。
- (2) 周知啓発の結果、県内の自立訓練（機能訓練）サービス事業所の利用促進につながる内容となること。

付則 この要領は、平成28年5月10日から施行する。